

総務大臣メール

令和5年11月16日

都道府県知事
市区町村長 様

日本産水産物の消費拡大に関する取組について

日頃より、総務省施策の推進にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の一部の国・地域の日本産水産物の輸入停止措置等に係る対策としては、日本産水産物の国内消費の拡大を図っていくことが重要です。総理からは、国民の皆様に対し、ホタテなどの水産物をメニューに追加していただくなどのご協力のお願いをしているほか、総理をはじめ、政府全体で、日本産水産物の魅力発信を行っております。その一環として、水産庁から各府省庁に対して日本産水産物の消費拡大に向けた取組への協力依頼（添付資料1）がなされております。また、文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して学校給食における国産水産物の活用依頼（添付資料2）がなされるとともに、経済産業省及び水産庁において、学校給食で日本産水産物を応援する事業を実施する場合のプロセス（添付資料3）が周知されております。

総務省では、中央合同庁舎2号館の職員食堂において、日本産水産物を活用した特別メニューの提供などを実施するなど、日本産水産物の国内消費の拡大に取り組んでいるほか、私自身も、先月、福島県いわき市を訪問して現地の水産物をいただき、魅力の発信に努めたところです。

こうした中で、日本産水産物を応援する取組を始めておられる地方公共団体も多数いらっしゃいますが、より一層、国内消費の拡大に向け、日本産水産物について、例えば、貴管内にある庁舎内の食堂での特別メニュー提供をご検討いただけますと幸いです。

また、福島産水産物の応援販売・PRを行う京都府農林水産フェスティバル2023（添付資料4）や、神奈川県のアテナショップでの「福島フェア」（添付資料5）のような事例も参考にいただき、貴団体内で実施される各種イベント等での日本産水産物の活用やその魅力発信等についてもご検討・ご協力をお願いします。

日本産水産物の消費拡大に関する取組に当たり、お困りごとがあれば末尾の連絡先にお気軽にお問合せください。ご協力のほどよろしくお願いします。

総務大臣 鈴木 淳司

※ 首長に必ずお届けください。

※ 本メールの担当は以下のとおりです。

- 日本産水産物の消費拡大に向けた取組について
水産庁漁政部加工流通課 大竹・西口
メールアドレス：kakouryutsuka-soukatsuhan@maff.go.jp
TEL：03-3502-8427
【参考】「#食べるぜ日本」素材集
https://www.maff.go.jp/j/pr/social_media/taberuze.html
- 総務省の食堂における取組について
総務省大臣官房会計課厚生企画管理室福利厚生係
メールアドレス：w-benefits@soumu.go.jp
TEL：03-5253-5142
- 地方公共団体の福利厚生について
総務省自治行政局公務員部福利課
メールアドレス：kikaku-fukuri@soumu.go.jp
TEL：03-5253-5558
- 経済産業省における取組について（食堂での取組に活用可能[※]な経済産業省補助金（多核種除去設備等処理水風評影響対策事業））
<http://www.fishfund.or.jp/jigyou9.html>
公益財団法人水産物安定供給推進機構
メールアドレス：alps@fishfund.or.jp
TEL：03-3254-7044
※ALPS 処理水の風評影響によって水産物の価格が7%以上下落していること等が要件
- その他本メールに関することについて
総務省大臣官房総務課復旧復興支援室
メールアドレス：fukkyu-fukkou@soumu.go.jp
TEL：03-5253-5155

5 水 漁 第 7 6 4 号

令 和 5 年 9 月 8 日

(別記) 殿

水 産 庁 長 官

今般の一部の国・地域の水産物の輸入停止措置等により影響を受ける国産水産物の消費拡大に向けた取組への御協力をお願いについて（協力依頼）

平素から農林水産行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の一部の国・地域の日本産水産物の輸入停止措置等により、影響を受けるホタテなどの日本産水産物の国内消費を早急に拡大する必要があります。

岸田内閣総理大臣からは、8月28日（月）の記者会見において、国民の皆様に対し、ホタテなどの水産物をメニューに追加していただくなどの旨の御協力をお願いしているところであり、野村農林水産大臣からも、今月8日（金）の閣僚懇談会の場において、関係閣僚に対し、ホタテなどの影響を受ける日本産水産物を使用したメニューを庁舎内の食堂に追加していただくなど、国内消費の早急な拡大に向けた取組への御協力をお願いしたところです。

皆様におかれましては、ホタテなどの日本産水産物（※）について、貴府省庁及び貴管下関係機関等における庁舎内の食堂等での活用、所管業界における利用の呼びかけ等、御協力をいただきますようお願いいたします。

※ ホタテ、まぐろ、ぶり類、さけます類等（別添）

(別記)

会計検査院事務総局次長

人事院事務総局総括審議官

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房長

宮内庁長官官房審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房長

金融庁 総合政策局総括審議官

消費者庁次長

子ども家庭庁長官官房長

デジタル庁戦略・組織グループ統括官

復興庁統括官

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

国土交通省大臣官房長

環境省大臣官房長

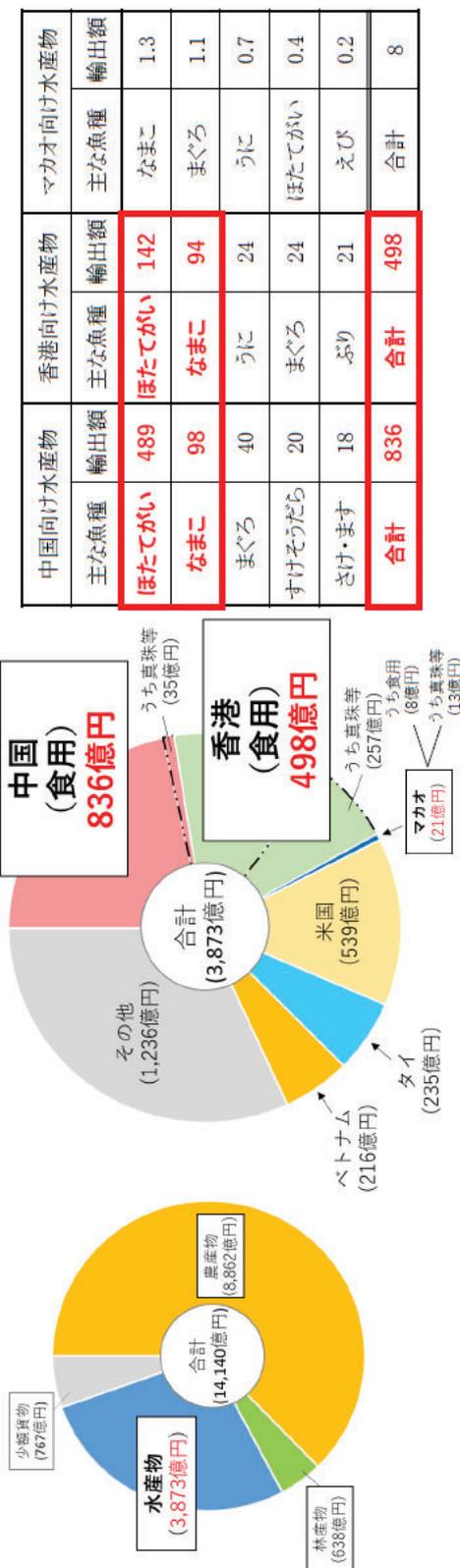
防衛省大臣官房長

(別添)

(参考) ALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化の現状

- 1 中国** 8月24日以降、原産地が日本である水産物の輸入を全面的に暫定的に停止。
- 2 香港** 8月24日以降、10都県の以下の産品について輸入禁止。
 - ①水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）、
 - ②海塩、③海藻（加工品を含む）
 ※10都県：福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟
- 3 マカオ** 8月24日以降、10都県の以下の産品について輸入禁止。
 - ①生鮮食品、②動物性食品、③海塩、④海藻

農林水産物輸出内訳(2022年) 国別水産物輸出内訳(2022年) 2022年輸出額 (億円)



2022年の国別輸出実績魚種内訳（食用）

（1）中国：836億円

品目名	輸出額(百万円)
ホタテ貝	46,724
なまこ(調製)	7,912
かつお・まぐろ	4,029
ホタテ貝(調製)	2,146
すけとうたら	2,010
さけ・ます	1,844
練り製品	1,585
ぶり	1,482
たい	465
さば	392
貝柱調製品	381
その他	14,633
総計	83,602

（2）香港：498億円

品目名	輸出額(百万円)
ホタテ貝(調製)	9,382
なまこ(調製)	8,521
ホタテ貝	4,801
練り製品	2,616
貝柱調製品	2,525
かつお・まぐろ	2,354
ぶり	2,060
たい	375
さけ・ます	45
さんま	4
その他	17,094
総計	49,777

事務連絡
令和5年10月10日

各都道府県教育委員会学校給食・食育主管課
各指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課

学校給食における国産水産物の活用に向けた取組について

学校給食の適切な実施については、関係者の皆様方の御尽力に感謝申し上げます。

学校給食については、「学校給食摂取基準」を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、魚介類等を含む様々な食に触れることができるようにするとともに、これらを活用した給食時間や各教科等における食に関する指導への配慮をお願いしているところです。

また、学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として使用することは、児童生徒に地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上で重要であるとともに、地産地消の有効な手段であり、食料の輸送に伴う環境負荷の低減等にも資するものであることから、その積極的な使用に努め、地場産物に係る食に関する指導に資するよう配慮することも求められているところです。

一方で、今般の一部の国・地域の日本産水産物の輸入停止措置等により、ホタテなどの日本産水産物（※1）が影響を受けている状況があります。経済産業省においては、別添の事業を実施しており、当該事業では、対象の水産物を学校給食用食材として活用する際に、調達費や加工費等を対象経費として、学校の設置者等に対し補助することが可能となっています。学校設置者におかれましては、地場産物や国内産物の活用の観点から、このような制度も活用しつつ、学校の状況や地域の実情に応じて、学校給食における国産水産物の活用に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、対象とする水産物については、価格等の要件（※2）が定められておりますので、御留意ください。

（※1）ホタテ、まぐろ、ぶり類、さけます類等

（※2）風評影響によって水産物の価格が7%以上下落していること等

以上のことを、都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

【参考】

(注) 添付資料1と重複するため省略

- ・(別添1) 今般の一部の国・地域の水産物の輸入停止措置等により影響を受ける国産水産物の消費拡大に向けた取組への御協力のお願いについて(協力依頼)
- ・(別添2) 多核種除去設備等処理水風評影響対策事業
1 販路拡大等支援事業 ②学校給食型 事業概要
- ・「[水産業を守る](http://meti.go.jp)」政策パッケージ (meti.go.jp)
- ・[公益財団法人 水産物安定供給推進機構ホームページ](http://fishfund.or.jp) (fishfund.or.jp)

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111 (内 2095)

多核種除去設備等処理水風評影響対策事業（ALPS300億円基金）

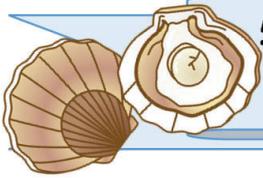
ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合でも緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管等を支援。

<学校給食型>

概要	漁業者団体等が行う、 <u>学校給食等へ水産物を提供する取組を支援</u>
対象とする水産物	<u>申請直前の1か月以上の期間における卸売市場等の取引価格が、ALPS処理水放出以前の同期間の価格と比較して原則7%以上下落している水産物</u> であって、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を受けていると認められる <u>水産物</u>
申請者の要件	農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、 <u>地方公共団体</u> 、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で機構が必要と認める団体
補助対象経費	<u>学校給食等への食材提供に必要な賃金、需用費、役務費、加工費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象水産物の調達費等</u>
補助率	<u>10/10</u>
補助金額	上限1億円 下限100万円（子ども食堂については、上限3,000万円 下限50万円）ただし、 <u>各回1人あたりの対象水産物の調達費に係る補助金は上限1,000円</u> として、 <u>各施設における実施回数は原則2回まで</u> とする
事業実施期間	最長6か月

※事業スキーム





学校給食で日本の水産物を応援しよう！ ～事業実施のプロセス～



(1) 関係者との相談

- ①進め方や事業要件の相談先
(事務局) 水産物安定供給
推進機構

URL : <http://www.fishfund.or.jp/jigyou9.html>

- ②調達先等の相談先

使いたい魚種を生産等して
いる県漁連等

ホタテは例えば、北海道漁連、
青森県漁連、岩手県漁連、宮
城県漁協、全水加工連

★ポイント

- 関係者に連絡してみよう!
- 事業の仕組みを知ろう!

【事業要件】

ALPS処理水の風評影響により処
理水放出以前の同月の産地価格と
比べ7%以上価格が低下している
水産物

(2) 取組内容を考える

生産者、流通事業者、給食事業
者等の民間事業者に加え、地方
公共団体も事業実施可能

★ポイント

- 使いたい魚種や数量、提供期間、
提供先などを検討

(3) 事業計画の策定等

事業実施者(生産者、流通業者、
給食事業者等の民間事業者に加
え、地方公共団体)



水産物安定供給推進機構

★ポイント

- 事業申請後、審査委員会で審議
され決定(事業実施者が説明)
- 1人1回あたり1,000円以内
- 上限1億円、下限100万円、
同じ学校施設は2回まで

(4) 事業計画の実施

(5) 事業実績の提出

★ポイント

- 事業実績の内容に則って補助金
が支払われる
- ※事業実施中に資金が必要な場
合は概算払可

主な連絡先 ⇒ 裏面につづく

【主な連絡先】

●ホタテを生産等している事業者

北海道漁業協同組合連合会	011-231-2161
青森県漁業協同組合連合会	017-763-4141
岩手県漁業協同組合連合会	019-623-8141
宮城県漁業協同組合	0225-21-5732
全国水産加工業協同組合連合会	03-3662-2040

●事務局

水産物安定供給推進機構	03-3254-7044
-------------	--------------

●事業担当省庁

経済産業省福島復興推進G	03-3580-1228
水産庁漁政部加工流通課	03-6744-2350

入場
無料

京都府農林水産 フェスティバル 2023

新鮮な野菜、肉、魚、花などの販売や各種イベントなど、
京都の「おいしい」と「たのしい」が盛りだくさん！



11/25(土)・11/26(日)
10:00~16:30 9:30~15:00

会場 京都府総合見本市会館
(京都パルスプラザ)

📢 駐車場は大変混雑が予想されます！
無料シャトルバスでご来場の方限定！（先着順）
ビンゴゲーム開催

11/25(土)・26(日) 両日 12:30~

ビンゴカードは 9:00 以降の無料シャトルバスご利用の方へ
京都パルスプラザ降車時に配布(カードがなくなり次第終了)



竹田駅・中書島駅から無料シャトルバス運行

JAグループ京都主催
プレゼント抽選会



11/25(土) 12:00~

抽選券は該当ブースにてお買い物
いただいた方に先着順で配布！

※該当ブースの詳細は、京都よい食フェスタブースの
インフォメーションコーナーにて案内いたします。

©よい食プロジェクト

京都料理芽生会による

京都食文化体験～出張 京の食文化ミュージアム・あじわい館～

- 1食 1,000円、各回限定 150食（売り切れ次第終了）
- 提供開始時間の 30分前から引換券販売

11/25 (土)	京料理 鳥米	11:00~12:30	丹波くりと聖護院かぶの鶏雑炊
	魚三楼	12:45~14:15	聖護院だいこんの鯛味噌掛け
11/26 (日)	京料理 辰巳屋	11:00~12:30	揚げ焼きえびいも きのこの香りで
	京懐石 美濃吉本店 竹茂楼	12:45~14:15	聖護院だいこん・花菜・豚角煮の炊き合わせ

京野菜スタンプラリー

11/25(土)・26(日) 両日開催

会場内の京野菜スタンプを集めてプレゼントを
ゲットしよう！（景品がなくなり次第終了）

京都府商工会連合会主催

大商工祭

10市町から食品・工芸 21社が出展
丹後・丹波・山城の特産品が盛りだくさん！

福島産水産物の応援販売・PR

農業×福祉のコラボ！ノウフクマルシェ

主催：京都府農林水産フェスティバル実行委員会(京都府、(公社)京のふるさと産品協会、JAグループ京都、京都府漁業協同組合、京都府森林組合連合会、(一社)京都府食品産業協会、京都府信用漁業協同組合連合会、京都青果協会、京都府内水面漁業協同組合連合会、京都府土地改良事業団体連合会、京都府卸売市場連合会、京都府竹産業振興連合会、京都府農業共済組合、京都府種苗協会、(一社)京都府農業会議、京都府農業信用基金協会、京都府農業青年クラブ連絡協議会、京都府プロイラー協議会、京都府養蜂組合、京都府養鶏協会、京都府生活研究グループ連絡協議会)

詳細は公式HPで
随時更新！

協賛：
NTT docomo 京都銀行 コミュニティバンク京信 KIRIN
For Earth, For Life SAGAWA PRINTING 佐川印刷株式会社 セブン-イレブン 宝酒造 明治安田生命 Leaf
Kyobota 京都中央信用金庫 佐川アドバンス株式会社 万葉のタキイ mizkan

後援：近畿農政局・京都府市長会・京都府町村会・京都新聞・NHK 京都放送局・KBS 京都



神奈川県アンテナショップ「かながわ屋」で、福島県産品を販売します！

2023年09月20日

記者発表資料

県では、東京電力福島第一原子力発電所の処理水放出に伴う福島県産の水産物の風評被害を防止し、消費拡大に協力する取組の一環として、令和5年9月26日から、神奈川県アンテナショップ「かながわ屋」の販売スペースの一部において、福島県産品を販売する「福島フェア」を開催します。

1 日時

令和5年9月26日（火曜日）から令和5年10月9日（月曜日）まで

営業時間はそごう横浜店に準じます。

2 場所

そごう横浜店（横浜市西区高島2丁目18番1号）

地下2階食品売場 神奈川県アンテナショップ「かながわ屋」

3 販売商品

水産加工品 等

4 取材対応

店舗の取材を希望される方は、そごう横浜店へ直接ご連絡ください。

そごう横浜店 販売促進部 広報担当 電話045-465-5837

アンテナショップ「かながわ屋」店舗直通電話045-620-8535

問合せ先

神奈川県国際文化観光局

観光プロモーション担当課長 笹野 電話045-210-5762

観光課国内プロモーショングループ 弟子丸 電話045-210-5767